

総 会 参 考 書 類

第70回通常総会議案を次のとおり提出致します。

平成30年6月1日

計根別農業協同組合
代表理事組合長 西 塚 秀 夫

議案及び参考事項

議案第1号 平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表の承認について

平成29年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表を確定させるために承認を願うものです。

別記のとおり承認願いたい。

議案第2号 第11次中期事業計画の策定について

平成30年度からの中期事業計画の承認を願うものです。

別紙のとおり設定いたしたい。

議案第3号 平成30年度事業計画の策定について

平成30年度の事業計画の承認を願うものです。

別紙のとおり設定いたしたい。

議案第4号 平成30年度賦課金の賦課及び徴収方法について

定款第24条に定めのある経費の賦課について、平成30年度における賦課金の承認を願うものです。

尚、賦課金の賦課及び徴収方法について別記のとおりといたしたい。

区 分		基 礎	単 価	金 額	徴収月日	
組 合 員 割	組 合 員 割	169名	30,000円	5,070千円	9月28日	
	戸 数 割	159戸	20,000円	3,180千円	9月28日	
	法 人 割	14法人	50,000円	700千円	9月28日	
	1号准組合員割	41名	20,000円	820千円	9月28日	
	2号准組合員割	団 体	4組合	20,000円	80千円	9月28日
		法 人	6組合	30,000円	180千円	9月28日
	小 計				10,030千円	
生 産 割	生 産 者 割	上 期	139戸	50,000円	6,950千円	6月29日
		下 期	138戸	50,000円	6,900千円	10月31日
	生 乳 割	88,372t	40銭/kg	35,348千円	毎月徴収	
	小 計				49,198千円	
合 計				59,228千円		

賦課月日は、4月1日とする。

但し、期中加入者については、加入日を賦課月日とし、下記の表のとおりと致したい。

また、10月1日以降の期中加入者については、加入日に徴収する。

さらに、生産者割については4月1日現在の生産者に上期分として6月29日に50,000円、10月1日現在の生産者に対しては下期分として10月31日に50,000円を徴収する。

区 分	上 期	下 期	賦 課 基 準
組 合 員 割	30,000円	20,000円	(上期) 4月1日～9月30日までの 加入者 (下期) 10月1日～翌年3月31日 までの加入者
戸 数 割	20,000円	20,000円	
法 人 割	50,000円	30,000円	
1号准組合員割	20,000円	15,000円	
2号准組合員割	団 体	20,000円	
	法 人	30,000円	20,000円

議案第5号 役員報酬の支給について

平成30年度の役員報酬について承認を願うものです。

平成30年度の役員報酬等については、組合員7名及び学識経験者2名から構成される「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。

- 1)理事9名の報酬の総額は17,220,000円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。
- 2)監事3名の報酬の総額は4,350,000円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については、監事会に一任願いたい。

議案第6号 定款の一部変更について

下記により変更いたしたい。

1. 変更の理由 ～ 1)休眠預金等活用法施行に伴う公告の方法等
2)中央会の指導に関する総会報告の削除等

2. 変更の内容 ～ 別記のとおり

尚、変更認可申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第7号 信用事業規程の一部変更について

下記により変更いたしたい。

1. 変更の理由 ～ 1)休眠預金等に係る預金保険機構からの業務委託
2)員外貸出にかかる「地区内に事業所があること」の要件追加
3)事業の範囲における両替の追加

2. 変更の内容 ～ 別記のとおり

尚、変更認可申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

報告事項1

JAバンク基本方針の変更について

定款第40条第1項第3号の規定に基づき、別記のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」(以下「基本方針」という)では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み(以下「JAバンクシステム」という)を定めています。

2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。

3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連(以下「JA等」という)が農林中央金庫(以下「農林中金」という)に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。

4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。

5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 平成30年3月16日変更の主な内容

平成30年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、以下の1)AおよびBは平成31事業年度から実施されることとなり、その他は当該承認の日から実施されました。

今後の経営環境の変化等を見据え、組合員・利用者に対する良質なサービスの提供を持続する観点から、個々の経営体およびJAバンクシステムの健全性・安定性を盤石とするため、主に以下のとおり変更されました。

1)個々の経営体の健全性確保に向けた対応

- A 法令等により会計監査人を置くべきJA等について、会計監査人監査に基づき経営の透明性および信頼性を確保する責務を定める。また、同監査を受けることが困難となったJA等にかかる指導の枠組みを定める。
- B Aに該当しないJAについて、会計監査人の設置に努める責務を定め、設置までの間会計監査人監査に代わる調査を行うこととする。
- C Aに該当しないJAが一定時期までに組織再編による経営基盤の強化を選択した場合の支援の枠組みを定める。
- D JAの内部管理態勢強化のための適正な整備期間を定める。

2)JAバンクシステムの安定性確保に向けた対応

- A 支援の前提条件等について、基本方針には重要かつ基本的な事項を定め、その他は個別案件ごとに必要な審議を行う方式に改める。
- B 経営問題が発生したJA等への迅速な対処のための指導および自助努力の徹底等を前提条件とした支援の枠組みを定める。

3)その他

JA等の会計監査人と農林中金との間で情報連携が実現しない場合等に、農林中金が個別に報告・調査を求める枠組みを定める。

以 上

報告事項2 労働保険事務組合の平成29年度徴収・納付状況の報告について下記のとおり報告いたします。

1. 委託事業場からの徴収状況 (単位:円)

区 分			委 託 事 業 場 からの 徴 収 状 況				
			①徴収決定額	②充 当 額	③徴収すべき額 (①-②)	④徴 収 額	⑤未徴収額 (④-⑤)
現 年 度	A 概算保険料	⑥	2,018,159	0	2,018,159	2,018,159	0
		⑧	5,602,563	0	5,602,563	5,602,563	0
		小計	7,620,722	0	7,620,722	7,620,722	0
	B 確定不足保険料		114,457	0	114,457	114,457	0
	C 一般拠出金		2,423	0	2,423	2,423	0
	D 計 (A+B+C)		7,737,602	0	7,737,602	7,737,602	0
			⑦確定保険料	(充 当 額)	⑧徴収すべき額	⑨徴 収 額 (概算保険料)	⑩確定不足保険料 (⑧-⑨)
過 年 度	E 保険料等	⑥	1,875,458	0	1,875,458	1,795,768	79,690
		⑧	5,643,900	0	5,643,900	5,609,133	34,767
		小計	7,519,358	0	7,519,358	7,404,901	114,457
	F 一般拠出金		1,998	0	1,998	1,998	0
	G 計 (E+F)		7,521,356	0	7,521,356	7,406,899	114,457
H 合 計 (D+G)		15,258,958	0	15,258,958	15,144,501	114,457	

⑥ アルバイト等雇用労働対応の労災保険 ⑧ 農業者個人の特別加入

2. 国への納付状況 (単位:円)

区 分			国 へ の 納 付 状 況				
			①納付決定額	②充 当 額	④納付すべき額 (①-②)	⑤納 付 額	⑥滞 納 額 (④-⑤)
現 年 度	A 概算保険料	1期	7,620,722	0	7,620,722	7,620,722	0
		小計	7,620,722	0	7,620,722	7,620,722	0
	B 確定不足保険料		114,457	0	114,457	114,457	0
	C 一般拠出金		2,423	0	2,423	2,423	0
	D 計 (A+B+C)		7,737,602	0	7,737,602	7,737,602	0
			⑦確定保険料	(充 当 額)	⑧納付すべき額	⑨納 付 額 (概算保険料)	⑩確定不足保険料 (⑧-⑨)
過 年 度	E 保険料等		7,519,358	0	7,519,358	7,404,901	114,457
	F 一般拠出金		1,998	0	1,998	1,998	0
	G 計 (E+F)		7,521,356	0	7,521,356	7,406,899	114,457
	(うち納付不能額)		0	0	0	0	0
H 合 計 (D+G)		15,258,958	0	15,258,958	15,144,501	114,457	

ゆとりある作業計画で事故防止に努めましょう！！